

確定申告

2月17日(月)～3月17日(月)
確定申告・町県民税申告

【確定申告】菊池税務署 ☎0968(25)2121(自動音声案内)
 【町県民税】税務課 住民税係 ☎(232)4911

平成25年分の所得税の確定申告は2月17日(月)～3月17日(月)までです。例年、申告期限前は窓口が混み合いますので、申告が必要な人は必要書類などを事前に確認し、余裕を持って早めに申告をしてください。確定申告期間中、町では町県民税の申告を受け付けています。



確定申告が必要な人

- 給与所得者(アルバイトを含む)で、2カ所以上から給与をもらっている人
- 給与以外の所得金額が20万円を超えている人
- 事業所得、不動産所得などがある人
- 給与の収入が2,000万円を超える人

町県民税申告が必要な人

- 平成26年1月1日現在で、菊陽町に住居があり、次に当てはまる人が、平成25年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
- 平成25年中に収入はないが、町県民税の各種証明書が必要な人、給与所得を税務署へ提出する人、給与所得のみで職場の年末調整が済んでいる人、町内に住所のある親族の扶養になっている人は除きます。

申告に必要なもの

- 1 収入・経費について
 - 源泉徴収票、支払証明書(原本)
 - 農業、営業、不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
- 2 控除について
 - 社会保険料控除証明書または領収書(国民健康保険・任意継続保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険など)
 - 保険料などの控除証明書(生命保険・個人年金・介護保険・地震保険など)
 - 障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
 - 医療費控除関係(領収書(原本)・高額医療費、保険会社などの給付金額が分かるもの)

身分証を持参し窓口にお越しください。郵送を希望する場合は、お問い合わせください。

【後期高齢者医療保険料】
 健康・保険課 国民健康保険係
 ☎(232)4912

【介護保険料】
 介護保険課 介護保険係
 ☎(232)2508

申告に必要な障害者控除対象者認定の申請

65歳以上の要介護認定者は、町で交付する「障害者控除対象者認定書」で障害者控除を受けることができます(身体障害者手帳などで控除を受ける人は当てはまりません)。障害者控除対象者認定の対象に当てはまる人には介護保険課で「障害者控除対象者認定書」を発行しています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
 介護保険課 介護保険係
 ☎(232)2508

主な税制改正点(復興特別所得税の創設)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。よって、平成25年から平成49年までの各年分の確定申告は、所得税と復興特別所得税を併せて申告する必要があります。

○復興特別所得税額の計算式

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

確定申告・町県民税申告の日程

期日	受付地区		場所
	午前 9時～11時	午後 1時～4時	
2月17日(月)	三里木・三里木北		三里木町民センター
18日(火)	新山・北新山・境の松		
19日(水)	杉並台・青葉台・新成		
20日(木)	東ヶ丘・沖野		武蔵ヶ丘コミュニティセンター
21日(金)	光の森1町内～7町内		
24日(月)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
25日(火)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
26日(水)	八久保・南八久保・にじの森		
27日(木)	花立・南花立・向陽台		
28日(金)	中代		東部町民センター
3月3日(月)	戸次・馬場楠	上中代・出分	役場2階大会議室
4日(火)	津留・大堀木	川久保・下原	
5日(水)	井口・道明	曲手・辛川	
6日(木)	上津久礼	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	
7日(金)	下津久礼	宮ノ上・ひばりヶ丘	
10日(月)	緑陽台	緑ヶ丘	
11日(火)	入道水・柳水・馬場		
12日(水)	新町・南方	鉄砲小路・長塚	
13日(木)	中尾・光団地・駅前・古閑原		

※混雑を避けるため、地区ごとに受付日(午前・午後)を指定しています。できるだけ、お住まいの地区の指定された日に申告してください。

■菊陽町の申告会場で受けられない申告
 確定申告をする人のうち、次に当てはまる人は菊池税務署で申告をお願いします。

- 譲渡所得 ○住宅ローン控除を初めて申告する人
- 準確定申告(平成25年中に亡くなられた人の申告)
- 消費税・贈与税の申告

■確定申告書作成の注意点 [第二表「住民税に関する事項」]
 これは、町県民税を課税する上で重要な項目です。次に当てはまる人は必ず記入をお願いします。

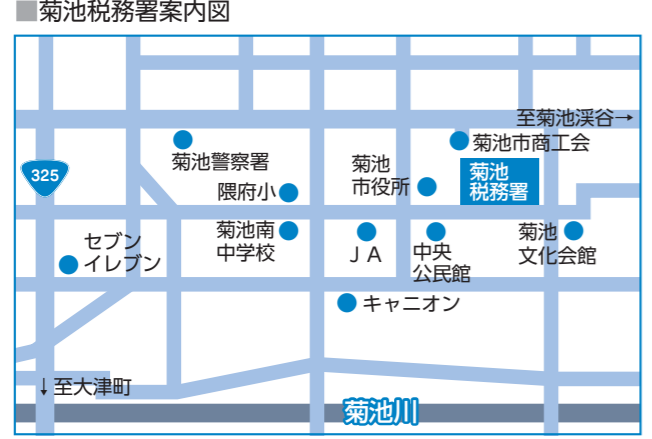
- 16歳未満の扶養親族がいる人
- 別居の控除対象配偶者・扶養親族がいる人
- 配当所得や株式等譲渡所得があり町県民税が源泉徴収されている人
- 町県民税の寄付金税額控除を受ける人
- 給与・公的年金などに係る所得とそれ以外の所得がある人
- (日本国内に)非居住の期間があり、その期間に生じた国内源泉所得がある人

■確定申告・町県民税申告のホームページを開設しました。
<http://www.town.kikuyo.lg.jp/soshiki/4/h25kakushin.html>

菊池税務署からのお知らせ

■申告日程(税務署)

日時	場所	申告内容
2/17(月)～3/17(月) (土・日を除く) 午前9時～午後4時	菊池税務署 (〒861-1393 菊池市隈府 874番地1)	全ての所得税申告 個人事業主の消費税



■九州北部豪雨に係る雑損失などの繰越控除について
 平成24年分の確定申告で、九州北部豪雨の災害で雑損控除を適用した人のうち、当該雑損控除の金額が平成24年分の総所得金額などの合計額から分離譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた残額を超える場合には、その超える金額を繰り越して、平成25年以降3年間の各年分の所得金額から順次差し引くことができます。

また、平成24年分の確定申告で、雑損控除を申告していない人は、平成24年分にさかのぼって申告することができます。
 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。菊池税務署へお問い合わせください。

■公的年金収入のある人の確定申告について
 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合であっても、

- 1 所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- 2 町県民税の申告が必要な場合があります。

■確定申告書の作成は国税庁のホームページでできます
 国税庁ホームページに掲載している「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。作成した申告書のデータはe-Taxを利用し、自宅から税務署に送信できます。また、印刷した申告書は税務署に直接郵送などでも提出できます。
 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

■問い合わせ
 菊池税務署 ☎0968(25)2121 ※自動音声案内